

特別支援教育就学奨励費制度について

津山市では、障害があり市内の特別支援学級などに就学している児童生徒の保護者に対して、経済的負担を軽減するため、その世帯の収入額の程度に応じ、学校生活を送るうえで必要な経費の一部を援助する制度を実施しています。

対象者

- 1 特別支援学級に就学している児童生徒の保護者
- 2 通常学級に就学している児童生徒のうち、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者（障害の程度についての詳細は裏面をご覧ください。）
- 3 通級指導教室に通級している児童生徒の保護者（通学に要する交通費のみ支給します。）

対象となる経費

保護者の経済的負担能力により、支給区分がⅠ、Ⅱ、Ⅲの3つに分けられ、経費によって支給割合が異なります。Ⅰ・Ⅱについては次の経費が支給されますが、Ⅲについては、次の経費のうち「交流及び共同学習交通費」、「職場実習交通費」のみが支給対象です。なお、支給割合は変更する場合があります。

- ◇ 学校給食費（Ⅰ・Ⅱは保護者負担の4割程度、Ⅲは支給なし）
- ◇ 通学に要する交通費（Ⅰ・Ⅱは保護者負担の全額、Ⅲは保護者負担の1/2）
※公共交通機関の利用に係る交通費〔通学定期代〕に限る。
- ◇ 交流及び共同学習交通費（Ⅰ・Ⅱは保護者負担の全額、Ⅲは保護者負担の1/2もしくは支給なし）
- ◇ 職場実習交通費（Ⅰ・Ⅱは保護者負担の全額、Ⅲは保護者負担の1/2もしくは支給なし）
- ◇ 修学旅行費（Ⅰ・Ⅱは補助対象経費の1/2程度ただし上限あり、Ⅲは支給なし）
- ◇ 校外活動費（Ⅰ・Ⅱは保護者負担の1/2程度ただし上限あり、Ⅲは支給なし）
- ◇ 学用品等購入費（Ⅰ・Ⅱは国の補助上限額定額支給、Ⅲは支給なし）
〔ノート、筆記用具（鉛筆・消しゴムなど）、文房具用品（はさみ・のり・定規・絵の具など）、副読本、練習帳、辞書類、体育用ズック靴、体操服、実験・実習用の材料、作業衣等、通学用品（通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等）※座布団、靴下、肌着、自転車、学習机、眼鏡、鉛筆削り器等対象外有り〕
- ◇ 新入学児童・生徒学用品費等（Ⅰ・Ⅱは国の補助上限額定額支給、Ⅲは支給なし）
〔ランドセル、カバン、通学用服、通学用品（通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等）但し、小学1年生と中学1年生が支給対象です。※座布団、靴下、肌着、自転車、学習机、眼鏡、鉛筆削り器等対象外有り〕

令和5年度から、学用品等購入費、新入学児童・生徒学用品費等については、定額支給となっています。領収書の提出は不要ですが、対象外の使用がないよう十分ご注意ください。

支給されない場合

次に該当する場合は支給されません。

- 1 特別支援学級に就学している児童生徒の保護者が、世帯の収入額などを考えて、特別支援教育就学奨励費の支給を辞退された場合（辞退届を提出してください）。
- 2 児童福祉法による児童福祉施設、指定療育機関等に通所、入所または入院し、その施設で就学に係る措置費または療育費給付を受けている場合。
- 3 就学援助費の支給を受けている場合。

「特別支援教育就学奨励費」制度とは別に、経済的にお困りの方へ、給食費や学用品費などを援助する「就学援助」制度があります。就学援助と特別支援教育就学奨励費を同時に受けることはできません。就学援助の方が、補助率が高くより手厚い支援を受けることができます。児童扶養手当受給中の方や非課税世帯の方は就学援助制度の支給対象となりますので、就学援助の申請をご検討ください。

学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の矯正視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

※複数の障害がある場合は、障害が最も重いもので判断します。

支給を受けるための手続き

- 1 特別支援学級に就学している児童生徒の保護者には、在籍校から4月～5月上旬に申請の案内をしています。
- 2 通常学級に就学している児童生徒のうち、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当すると思われる場合
 - (1) 津山市教育委員会学校教育課へお申し出ください。身体障害者手帳の写し、医師の診断書等必要な書類を提出していただきます。
 - (2) 津山市教育委員会は、津山市教育支援委員会の専門家から学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当するかどうか意見を聴取し、その意見を踏まえ判断します。
なお、この「教育委員会による判断」は、児童生徒の就学先を判断するものではありません。
 - (3) 津山市教育委員会が学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度に該当すると判断した場合は、「特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書」を提出していただきます。
※次年度以降は在籍校から申請の案内をします。
- 3 通級指導教室に通級している児童生徒
公共交通機関を利用して通級している場合は、通学定期代に限り支給の対象となります。
津山市教育委員会学校教育課へお申し出ください。

この案内は、制度周知のため全ての保護者へ配付しています。

制度についてご不明な点等がありましたら、津山市教育委員会 学校教育課までお問い合わせください。

電話：0868-32-2116